平成２２年（フ）第１４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北1672番地の２
破産者　有限会社ロボテム
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２８９号
横浜市神奈川区恵比須町１番１
破産者　ＩＢＬ株式会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１号
宮崎県都城市下川東２丁目９号３番
破産者　有限会社事務機のナカシマ
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０９号
茨城県つくばみらい市谷井田901番地
破産者　町田　　弘
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７８０号
東京都台東区東上野６―20―８　サンパレス稲荷町401号、破産開始決定時の住所埼玉県川口市本町４丁目７番21―1202号　オーベル川口本町
破産者　関根　士郎
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８６号
埼玉県川口市芝富士１丁目４番11―103号
芝富士ハイツ
破産者　長澤亜津史
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
茨城県石岡市柿岡2716番地
破産者　梅澤　勝次
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
茨城県つくば市高野777番地
破産者　市川　和紀
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７８号
茨城県つくば市東新井19番地18　ＫＡＩＳＨＯ412号、開始決定時の住所茨城県つくば市高野台３丁目12番地41
破産者　大八木浩之
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８号
茨城県土浦市小松３丁目５番26号
破産者　岡野　光一
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３２号
埼玉県ふじみ野市元福岡２丁目４番22号
破産者　小野　和子
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９４号
埼玉県ふじみ野市丸山２番４号、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目９番20号
破産者　山本千恵子
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３９号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目309番地の６　さくらコーポ101
破産者　田邉　人一
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４８号
埼玉県川越市大字藤間552番地１　ビラハイメンフジマ602、前住所埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目５番24―602号
破産者　安部　好雄
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５０号
埼玉県狭山市入間川２丁目19番９号
破産者　坂口　晴敏
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５２号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目20番地の７
破産者　松林　康一
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１１１号
横浜市中区大和町１丁目５番地２　スカイコート横浜山手506号室、開始決定時の住所横浜市磯子区森１丁目８番12―503号
破産者　早坂　　潤
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２号
長野県佐久市春日2726番地１
破産者　櫻井　盛夫
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１８９号
長野県東御市田中712番地７　ハイツほまれ３号、破産手続開始決定時住所長野県小諸市大字柏木236番地６
破産者　千原　耕造
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部